

株券電子化下の株主確認 (情報提供請求)

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No. 34

【要約】

- 2009年1月に予定されている株券電子化が実施されれば、発行会社による自社の株主の確認方法も大きく変更される。
- 主な方法としては、①総株主通知、②個別株主通知、③情報提供請求があるが、発行会社からの請求に基づく個別の株主の確認は、③情報提供請求によることとなるだろう。
- 具体的には、発行会社が、確認の対象となる株主を特定した上で、振替機関（ほふり）に対して請求を行うこととなる。ただし、「正当な理由」がある場合しか請求は認められない。

1. 株券電子化の下での株主確認

○2009年1月に予定される株券電子化まで残り半年程度となった¹。

○株券電子化が実施されれば、従来の紙ベースの株券は廃止され、上場会社の株式や株主の権利の帰属は、証券会社・金融機関に開設された振替口座の記録によって決まることとなる（社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債・株式等振替法）128条）。そして、証券会社・金融機関に開設された振替口座の情報は、証券保管振替機構（以下、「ほふり」）を中核としたコンピュータのネットワークで管理されることとなる。

○その結果、発行会社による自社株主の確認・把握も、大きく変更されることとなる。株券電子化の下での発行会社による自社株主の確認・把握の主な方法としては、次のものがある。

- ①総株主通知
- ②個別株主通知
- ③（発行会社による）情報提供請求

○「①総株主通知」とは、株券電子化の下で振替機関（「ほふり」）が、配当や議決権の基準日に際し、発行会社に対して行う基準日時点の全株主を通知するものである²（社債・株式等振替法 151条）。

○基準日以外のタイミングであっても、発行会社は、「正当な理由」があれば、振替機関（「ほふり」）に対して、

¹ 正確な日付は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日を定める政令の公布（2008年秋頃の予定）を待たなければならない。ただし、実務レベルでは、2009年1月5日実施を想定した各種の日程の準備が進められている（証券保管振替機構「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」（<http://www.jasdec.com/download/ds/20071126.pdf>）など参照）。

² 総株主通知の詳細については、拙稿「総株主通知の細目」（2008年1月23日付 DIR 制度調査部情報）参照。

発行会社の定める一定の日の株主についての通知を要請することが認められる(社債・株式等振替法 151 条 8 項)。

- 「②個別株主通知」とは、少数株主権等を行使しようとする株主からの申請に基づいて、振替機関(「ほふり」)から発行会社に対してなされる個別株主に関する情報の通知である(社債・株式等振替法 154 条)。申請を行った株主は、個別株主通知が行われてから 2 週間以内に少数株主権等を行使しなければならない(「社債、株式等の振替に関する法律施行令」(以下、社債・株式等振替令)40 条)。
- なお、「①総株主通知」は全株主に関する情報の通知であり、「②個別株主通知」は、あくまでも株主側の申請に基づいて行われるものである。従って、発行会社側から特定の者が自社の株主か否か、特定の株主が少数株主権等を保有するか否かなどを確認・把握するための方法としては利用することはできない。
- 発行会社からの請求で個別株主に関する情報を確認・把握するのが「③(発行会社による)情報提供請求」である。
- 本稿では、この株券電子化の下での発行会社による個別株主の確認手続である「③情報提供請求」について紹介する。

2. (発行会社による) 情報提供請求とは?

- 前述の通り、株券電子化の下では、上場会社の株式や株主の権利の帰属は、証券会社・金融機関に開設された振替口座の記録によって決まる(社債・株式等振替法 128 条)。
- そのため、株主が「本当に自分が株式を保有している」ということを示すためには、振替口座を開設している証券会社・金融機関(直近上位機関)に請求を行い、所要の費用負担をして、口座の記録事項を証明してもらうこととなる(社債・株式等振替法 277 条)。
- 振替口座の記録事項の証明手続は、基本的には口座の名義人本人が自分の株式保有状況を確認・証明するためのものである。しかし、口座の名義人以外の者であっても、その口座について「利害関係を有する者」であって「正当な理由」があるときは、口座の記録事項の証明を請求することが認められる(情報提供請求)。
- こうした情報提供請求を行うことができる「利害関係を有する者」の中に、発行会社(自社の株式に関する事項のみについて請求する場合に限る)も含まれている(社債・株式等振替令 84 条、「社債、株式等の振替に関する命令」(以下、社債・株式等振替命令)61 条 2 号)。
- つまり、株券電子化の下では、発行会社は、「正当な理由」があるときは、所要の費用負担をして、「ほふり」・証券会社・金融機関・株主名簿管理人などを通じ、特定の者についての自社株式の保有状況を確認することが認められているのである。

3. (発行会社による) 情報提供請求の手続

(1) 概要

- 発行会社が情報提供請求を行う場合、正当な理由を示し、確認の対象となる者を特定した上で、「ほふり」に対して請求を行うこととなる。実務上は、株主名簿管理人である信託銀行等を介して行うことが想定されているようである³。
- 請求を受けた「ほふり」は、「ほふり」に参加している証券会社・金融機関に対して照会し、発行会社が特定した株主の口座について情報提供を求める。
- 証券会社・金融機関から提供された情報を取りまとめた上で、「ほふり」は発行会社（株主名簿管理人）に対して、その株主の株式保有状況に関する情報を提供することとなる（6 ページ 図表参照）。なお、提供される株式保有状況に関する情報は、あくまでもその株主について合計された結果の数値である。その株主が有する個々の口座についての個別の情報ではない。
- 請求から情報提供までの所要日数は、発行会社がどのレベルの情報を請求するかによって異なる。その株主の保有株式の増減履歴を含まない情報（部分情報）の請求であれば請求日当日か、遅くとも翌営業日までには、情報提供が可能だと考えられている。
- しかし、その株主の保有株式の増減履歴まで含めた情報（全部情報）を請求する場合、4 営業日程度かかると見込まれているようである⁴。
- 加えて、「ほふり」に直接参加している証券会社・金融機関（直接口座管理機関）だけではなく、（他の証券会社・金融機関を介して）間接参加形態をとっている証券会社・金融機関（間接口座管理機関）も含めた全ての金融機関を対象として照会を行う場合には、所要日数が更に長くなるものと考えられる。

(2) 対象株主の特定（指定）

- 発行会社が情報提供請求を行うためには、「ほふり」に対して対象となる株主を特定（指定）しなければならない。逆に、確認したい株主が特定できなければ、そもそも情報提供請求を行うことができない。
- 株主を特定する方法としては、次の 2 つのいずれかを示して行うことが予定されている。

①株主等照会コード

②氏名（又は名称）及び住所

- ①の株主等照会コードとは、株主の特定・名寄せなどのために「ほふり」が定めるコードで、「ほふり」と発行会社・株主名簿管理人との間の業務処理・事務処理に利用されるものである⁵。このコードを指定することで、発行会社が情報提供請求を行う株主を特定できることとなる⁶。

³ 三菱 UFJ 信託銀行証券代行部「株券電子化と移行のポイント」（商事法務）pp.59-60。

⁴ 2007 年 7 月 31 日付証券保管振替機構「株券等の電子化に関する説明会資料」（http://www.jasdec.com/download/ds/seminar_070731.pdf）p.22。

⁵ 証券保管振替機構「株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】」（http://www.jasdec.com/download/ds/ds_060327_2.pdf）など参照。

⁶ なお、2007 年 7 月 31 日付証券保管振替機構「株券等の電子化に関する説明会資料」p.23 によれば、指定に用いることが

○②の方法で株主を特定する場合は、原則として、株主の氏名（又は名称）と住所の全部を指定することが求められる予定である。ただし、「株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき」（後述(3)参照）については、株主の氏名（又は名称）及び住所の一部を指定することも可能となる模様である⁷。

(3) 「正当な理由」

○前述の通り、発行会社が情報提供請求を行うためには、「正当な理由」があることが要件とされている。言い換えれば、「正当な理由」なしに発行会社が自社の株主についての情報提供請求を行うことは認められない。

○ここでの「正当な理由」については、法令上、特に具体的な内容は示されていない。ただ、この問題については、証券受渡・決済制度改革懇談会より次のような解釈指針（「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」）が示されている⁸。

【正当な理由があるものとして請求をすることができる場合】

- ①加入者の同意があるとき。
- ②株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- ③株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- ④発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。
- ⑤上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- ⑥定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

【上記①～⑥に関わらず、次の場合は正当な理由が認められず、請求をすることができない】

- (イ) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (ロ) 犯罪目的を有するとき。
- (ハ) 公序良俗に反するとき。
- (ニ) 第三者への漏洩を目的とするとき。
- (ホ) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (ヘ) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

○これを踏まえれば、投資家（例えば、ファンド）が「株主として」経営陣とのミーティングを

できるのは、以下のいずれかに該当する場合に限ることとされている。

- ①直前の総株主通知において通知された加入者に係る「株主等照会コード」
- ②直前の総株主通知後に個別株主通知により通知された加入者に係る「株主等照会コード」

⁷ 2007年7月31日付証券保管振替機構「株券等の電子化に関する説明会資料」p.23。

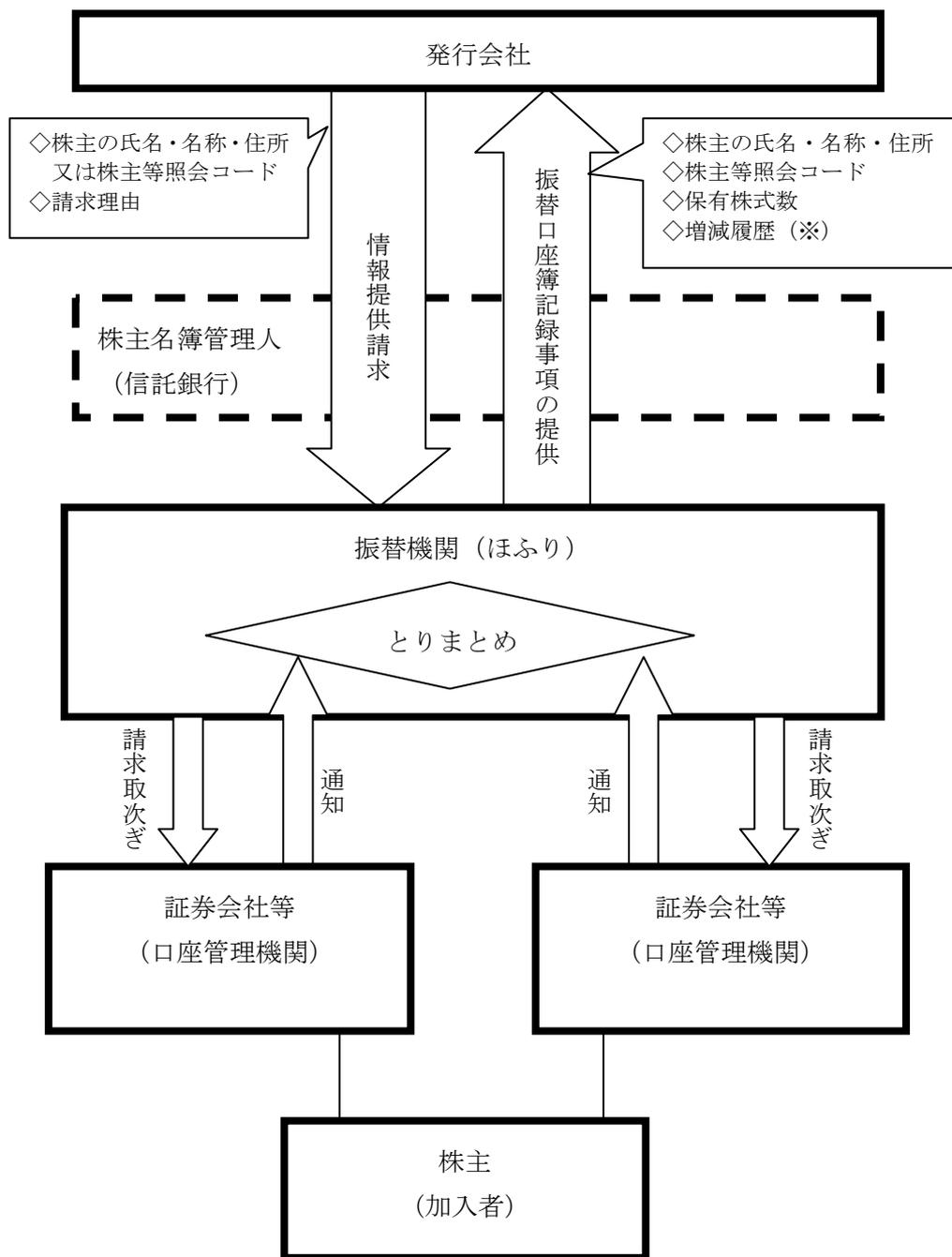
⁸ 証券決済制度改革推進センターのウェブサイト(<http://www.kessaicenter.com/kokunai/20070719.pdf>)に掲載されている。

求めてきた場合(②)や、「株主提案権の行使」などを申し入れてきた場合(③)には、情報提供請求を行う「正当な理由」が基本的に認められるように思われる。

- その他、法定開示書類や(取引所の)適時開示書類などに記載する必要がある場合(④)や上場廃止基準(例えば、流動性基準)に抵触していないかを確認しなければならない場合(⑤)も、「正当な理由」が基本的に認められそうである。
- しかし、例えば、(株主と自称せず)「御社に関心があるので是非話を聞かせて欲しい」と接触してきた投資家が既に株式を保有しているか否かを確認する場合や、買収提案を持ちかけてきた会社やファンドなどが直近どれくらいの株式を保有しているのか確認する場合にも、「正当な理由」が認められるのかは定かではない。
- この点に関連して、⑥を活用して「定款または株式取扱規則(株式取扱規程)に具体的な事由を定めておくことが考えられる」との指摘もある⁹。ただ、この指摘も、会社が恣意的に運用できるような事由でも、定款・株式取扱規程に定めさえすれば「正当な理由」が認められるという趣旨ではないだろう。
- 最終的には個別に判断する必要があるが、少なくとも株主に関する情報提供請求は、発行会社の都合で無制限に利用できるものではないと考えられる。

⁹ 三菱UFJ信託銀行証券代行部「株券電子化と移行のポイント」(商事法務)p.59。なお、葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応〔中〕」(『商事法務』No.1823)p.33も参照。

図表 発行会社による情報提供請求の流れのイメージ



(出所) 証券保管振替機構資料などを基に大和総研制度調査部作成

(※) 全部情報の請求の場合